

大分類	小分類	説明
		例
国	厚生労働省	厚生労働省が開設する病院
		国立障害者リハビリテーションセンター病院、 国立ハンセン病療養所など
	独立行政法人国立病院機構 (N H O)	独立行政法人国立病院機構が開設する病院
		国立病院
	国立大学法人	国立大学医学部等の付属病院
	独立行政法人 労働者健康安全機構	労災病院
	国立高度専門医療 研究センター	国立がん研究センター中央病院など
	独立行政法人地域医療機能 推進機構 (J C H O)	独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する病院
		J C H O 病院など
公的医療機関	その他	防衛省が開設する病院（自衛隊病院、防衛医大病院） 法務省が開設する病院（医療刑務所、医療少年院） 宮内庁が開設する病院（宮内庁病院）など
		都道府県が開設する病院 (地方自治法第284条第2項の規定により、総務大臣の許可を受けて設立した都道府県一部事務組合の開設するものを含む)
		都道府県立病院
	市町村	○市町村が開設する病院 (地方自治法第284条第2項の規定により、都道府県知事の許可を受けて設立した市町村一部事務組合の開設するものを含む) ○国民健康保険法施行法の規定により、国民健康保険法の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合が開設する病院
		市町村立病院
		地方独立行政法人法第2条の規定による法人が開設する病院
		公立大学医学部等の付属病院など
	日本赤十字社	日本赤十字社が開設する病院
		赤十字病院
	社会福祉法人恩賜財団 済生会	社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する病院
		済生会病院
	北海道社会事業協会	社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する病院
	厚生農業協同組合連合会	全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会が開設する病院
		J A 厚生連病院

	国民健康保険団体連合会	国民健康保険法第83条の規定により設立した法人で同法第84条の規定により都道府県知事又は厚生労働大臣の認可を受けた国民健康保険組合団体連合会が開設する病院
社会保険 関係団体	全国社会保険協会連合会	社会保険病院
	船員保険会	船員保険病院
	健康保険組合 及びその連合会	健康保険法の規定により設立した健康保険組合及び健康保険組合連合会が開設する病院 (企業等) 健保立病院
	共済組合及びその連合会	○国家公務員共済組合法第3条の規定により設立された国家公務員共済組合及び同法第21条の規定により設立された同連合会が開設する病院(国共連) ○地方公務員等共済組合法第3条の規定により設立された地方公務員等共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合等)及び同法第27条の規定により設立された全国市町村職員共済組合連合会が開設する病院(地共連) 國家公務員共済組合連合会(共済病院) 警察共済組合(一部の警察病院)など
	国民健康保険組合	国民健康保険法第17条の規定により都道府県知事の認可を受けて設立され、同法第3条第2項の国民健康保険を行う国民健康保険組合が開設する病院 (※国民健康保険法第3条第1項の規定により国民健康保険を行う市町村は含まない)
公益法人		公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条に定義された公益社団法人又は公益財団法人が開設する病院 一般社団(財団)法人立 又は公益社団(財団)法人立の病院(医師会病院など)
医療法人		医療法第39条の規定に基づく法人で、同法第44条の規定により都道府県知事又は厚生労働大臣の認可を受けて設立した医療法人が開設する病院 「医療法人」の名が付く医療施設
私立学校法人		私立大学医学部等の付属病院
社会福祉法人		社会福祉法の規定に基づき設立された法人(済生会・北社協以外の社会福祉法人)が開設する病院
医療生協		消費生活協同組合法の規定に基づき設立された医療(保健)生活協同組合が開設する病院 医療生協病院

会社※	会社の従業員及びその家族のために開設した病院で、都道府県知事から開設許可（医療法第7条）を受けたものが会社である病院 なお、会社の健康保険組合が開設する病院は含まない
	JR病院、NTT病院、通信病院（日本郵政）など
その他の法人	（大まかには）上記以外の法人が開設する病院
	宗教法人の病院など
個人	個人が開設する病院
	個人立病院

※「会社」分類の医療機関は旧三公社五現業が特殊会社化された際に誕生した医療機関や、医療法第7条6にある「営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、第四項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。」との規定運用上の解釈として、1948年（昭和23年）10月27日の医療法施行よりも以前に存立していた医療機関です。

営利目的の企業が医療機関を有することは認可されておりません。

※本表は「医療施設動態調査」の資料、及び「病院におけるアスベスト（石綿）対策に係る指導の徹底及びアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査調査（令和6年6月6日）」添付資料「病院開設者の種別」の資料に基づき作成したものです。